

人材不足職種の人材確保にお困りの中小企業の皆様へ

専門家
派遣付!

求人広告媒体への 掲載料を補助します!



令和7年度札幌市求人情報発信補助金のご案内

補助対象者

札幌市内に事業所がある中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社及び個人事業主、並びに常時雇用する従業員が100人以下の法人等で、市が定める「人手不足職種」の求人掲載を行う企業等

※令和7年度に実施される求人情報発信に係る他の補助制度との併用不可

※過去に本市の本補助金の交付を受けた事業者は対象外

人手不足職種（17職種）※第5回改定厚生労働省職業分類中の下記

008 建築・土木・測量技術者	029 保育士・幼稚園教員	030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者
049 福祉・介護の専門的職業	050 施設介護の職業	051 訪問介護の職業
055 飲食物調理の職業	059 警備員	062 看守・消防員
063 その他の保安の職業	075 機械整備・修理工	083 貨物自動車運転の職業
084 バス運転の職業	085 乗用車運転の職業	086 その他の自動車運転の職業
092 土木の職業	096 清掃・洗浄作業員	

補助対象事業

広告媒体を活用し、市内で勤務する人材の雇用・確保を目的とした事業。

採用活動の課題整理や助言、情報提供等のための採用支援に関する専門家派遣を、求人掲載前及び求人掲載後に2回受けること。

交付決定日から掲載期日までの間に広告媒体への掲載を行い、補助対象事業完了期日までに採用活動、掲載料の支払いを終了し事業を完了すること。

※広告媒体とは、就職情報の提供、企業の人材確保等を目的として掲載することが可能な新聞広告、就職情報サイト、求人情報誌、チラシ等であり、有料にて掲載を行うもの。

※既に広告媒体への掲載を実施済みまたは実施中の事業については対象外。

補助率・上限額

補助率・・・2分の1 補助上限額・・・**15**万円

申請の流れ（第1期・第2期共通）



※申請期間は、**第1期** と **第2期** に分かれています。

1事業者どちらか1回のみ申請が可能です。掲載時期等を考慮の上お申し込みください。

※専門家派遣を2回実施（求人掲載前・掲載後）いただくことが【必須】です。

受付期間（専門家派遣申込）

受付件数：各期50件

第1期

第1期の受付は終了しました

第2期

令和7年7月14日（月）～令和7年8月31日（日）

◆申請書の提出期限は、令和7年9月12日（金）まで

※受付期間（専門家派遣申込）は、申し込み状況により変動することがあります。詳細はお問い合わせください。

※先着順のため、受付件数が上限に達した際は、期間中でも締め切らせていただきます。

求人掲載期間

第1期

交付決定日～令和7年 9月30日（火）

第2期

交付決定日～令和7年 11月30日（日）

申込・申請方法

申請書をご提出前に、専門家派遣をお申込みの上、必ず支援を受けてください。

申請の流れやその他要件などについては、札幌市HPの要綱・手引きをご確認ください。

【札幌市HP】 <https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/kyujinjoho.html>



お問い合わせ

札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター（愛称：はたサポ）

札幌市北区北24条西5丁目 札幌サンプラザ1階

TEL:011-219-1331（平日9：00～17：00） Mail:sapporo.tw@pasona.co.jp

SAPPORO



Web Site

<https://sapporo-telework.jp/>



Mail Magazine

<https://forms.office.com/r/v4Fsn6AUh7>



X @sapporotelework

<https://twitter.com/sapporotelework>



Facebook @sapporo.telework

<https://www.facebook.com/sapporo.telework>



さっぽろ市
02-H01-25-
859-R7-2-661